



子どもを虐待から 守るためのハンドブック

～北九州市子どもを虐待から守る条例～
～子どもの権利が守られる体罰等のない社会へ～



はじめに

北九州市では、市民が一丸となって、児童虐待のない子どもの安全と健やかな成長が守られる社会を実現するために「北九州市子どもを虐待から守る条例」を平成31年4月に施行しました。

この条例は、児童虐待により幼い命が失われる事件が全国的に後を絶たない中、市議会議員有志によるプロジェクトチームが検討を重ね案を作成し、市議会全会一致で成立したものです。

また、国においても令和2年4月から「しつけ」と称した子どもへの体罰を禁止することを法定化しました。

この背景の一つには、「しつけ」の名の下に行われる体罰がエスカレートし、深刻な虐待を引き起こす事例が多く見られたことがあります。

世界的にも、1979年にスウェーデンが初めて体罰を禁止し、2022年12月1日現在65か国が子どもに対する体罰を法律で禁止しています。

このハンドブックには、「北九州市子どもを虐待から守る条例」と体罰によらない子育てについて記載しています。みんなで子育てを支援し、子どもの権利を守り、虐待・体罰のない社会を実現していきましょう。

